

空き家対策小委員会の設置について

○ 設置の趣旨

我が国の空き家の総数は849万戸、そのうち賃貸・売却用の住宅等を除いた「居住目的のない空き家」は349万戸で、いずれも増加傾向にある。

平成27年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、市町村による空家等対策計画の策定や、著しく保安上危険又は衛生上有害ないわゆる特定空家等の除却等の取組みは進んできているところであるが、今後、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらに空き家数の増加が見込まれることから、空き家の発生抑制や空き家の利活用・適切な管理・除却に向けた取組の強化等、空き家政策のあり方を検討していく必要がある。

このため、社会資本整備審議会住宅宅地分科会の下に空き家対策小委員会を設置し、必要な検討を行う。

○ 主な検討事項

- ・ 空き家の発生抑制や利活用を積極的に進めるための方策について
- ・ 空き家の適切な管理を促す方策について
- ・ 利活用が困難な空き家の除却を促す方策について
- ・ 空き家の所有者等に対する市町村や民間からの関与や支援のあり方について

等

○ 今後の進め方

10月以降、3～4回程度議論を行い、年内をめどに方向性を整理し、来年1月頃のとりまとめを目指す。